

原油価格・物価高騰等に関する 農林水産分野支援等情報

福島県農林水産部 (令和6年1月9日 発行)

【目次】

	ページ
I 一般的な情報	
① 原油価格・物価高騰等に係る農林漁業相談窓口	1
II 農業関係情報	
① 制度資金（農業分野）	2
② 農家経営安定資金による支援（県事業）	2
③ 飼料価格高騰に対する支援	
i 配合飼料価格安定制度（国事業）（○★）	3
ii 畜産配合飼料価格高騰対策事業（県事業）（★）	3
iii 酪農輸入粗飼料価格高騰対策事業（県事業）（★）	3
IV 福島県酪農経営負担軽減対策事業（県事業）（△）	3
④ 燃料価格高騰に伴う施設園芸等に対する支援	
i 施設園芸等燃料価格高騰対策（国事業）（○★）	4
⑤ 肥料価格高騰対策事業（国事業）（★）	4
⑥ 肥料コスト低減緊急対策事業（県事業）（★）	5
⑦ 福島県肥料価格高騰対策支援事業（県事業）（★）	5
⑧ 収入保険加入促進事業（県事業）	5
⑨ 福島県家畜共済掛金補助事業（県事業）（★）	6
⑩ 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業（県事業）（★）	6
⑪ 鉢花等栽培資材価格高騰対策事業（県事業）（★）	7
⑫ 農業水利施設電気料金高騰緊急支援事業（県事業）（★）	7
III 林業関係情報	
① 制度資金（林業分野）	8
② 林業・木材産業を支援する対策	
i 国産材転換支援緊急対策事業（国事業）（★）	8
ii 木材加工施設燃油高騰対策緊急支援事業（県事業）（★）	9
IV 水産関係情報	
① 制度資金（水産分野）	9
② 水産業を支援する対策	
i 漁業経営セーフティネット構築事業（国事業）（★）	10
ii 漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業（県事業）（★）	10
iii 養殖飼料価格高騰対策事業（県事業）（★）	10

(摘要) ★ 令和4年度政府予算一般予備費関係

○ 既存の制度等

○★ 既存の制度等に、令和4年度政府予算一般予備費関係で追加的措置が行われるもの

△ 令和5年度政府予算一般予備費関係

I-① 原油価格・物価高騰等に係る農林漁業相談窓口

《概要》

- 農業・林業・水産業それぞれに、原油価格高騰や、物価高騰（飼料や肥料等の価格高騰）に係る経営相談や、対応可能な支援制度を紹介するための相談窓口を開設しております。
- 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）
 （農業関係）各農林事務所農業振興普及部（農業普及所）
 （林業関係）各農林事務所森林林業部（林業指導所）
 （水産関係）水産事務所
- また、農林水産省においては、ウクライナ情勢に関する農林水産業・食品関連産業者向け相談窓口を設置し、下記HPにて原油価格高騰等に対する支援策を発信しています。

【農林水産省HP（ウクライナ情勢に関する農林水産業・食品関連産業者向け相談窓口）】

<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/sodan.html#02>

《問い合わせ先》		
担当部署	電話番号	担当分野
県北農林事務所 農業振興普及部 伊達農業普及所 安達農業普及所 森林林業部	024-521-2609	農業
	024-575-3181	〃
	0243-22-1127	〃
	024-521-2632	林業
県中農林事務所 農業振興普及部 田村農業普及所 須賀川農業普及所 森林林業部	024-935-1321	農業
	0247-62-3113	〃
	0248-75-2180	〃
	024-935-1362	林業
県南農林事務所 農業振興普及部 森林林業部	0248-23-1563	農業
	0247-33-2123	林業
会津農林事務所 農業振興普及部 喜多方農業普及所 会津坂下農業普及所 金山普及所 森林林業部	0242-29-5308	農業
	0241-24-5742	〃
	0242-83-2112	〃
	0241-54-2801	〃
南会津農林事務所 農業振興普及部 南郷普及所 森林林業部	0241-62-5264	農業
	0241-72-2243	〃
	0241-62-5372	林業
相双農林事務所 農業振興普及部 双葉農業普及所 森林林業部 富岡林業指導所	0244-26-1151	農業
	0240-23-6473	〃
	0244-26-4304	林業
	0240-23-6084	〃
いわき農林事務所 農業振興普及部 森林林業部	0246-24-6162	農業
	0246-24-6192	林業
水産事務所	0246-24-6174	水産

Ⅱ－① 制度資金（農業分野）

《概要》

- 原油価格・物価高騰などにより影響を受けた農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の追加、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資を行います。
- 下記資金のほか、スーパーL資金、経営体育成強化資金についても、貸付当初5年間無利子化・実質無担保化などの支援策があります。なお、日本政策金融公庫では相談窓口を設置しております。詳しくは以下のHPを御覧ください。

【株式会社日本政策金融公庫HP】

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2021cost.html>

資金名	対象となる農業者	①貸付限度額 ②貸付利率	③償還期間(据置) ④債務保証料等	融資機関
農林漁業セーフティネット資金	原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった主業農業者等	①(一般)別枠で600万円 (特認)別枠で年間経営費等の12分の6以内 ※簿記記帳を行っている方で、特に必要と認められる場合に適用 ②0.30～0.65% (当初5年間0%)※	③15年(3年) ④実質無担保・無保証人での融資可能	(株)日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (電話：0120-154-505) 福島支店(農林水産事業) (電話：024-521-3328)
	(特例措置内容) ・貸付限度額の追加(通常は一般の場合で600万円、特認の場合で12分の6以内) ・利子助成による融資当初5年間の実質無利子 ・実質無担保化・無保証人化			
農業近代化資金	認定農業者 主業農業者、 集落営農組織等	①個人1,800万円 法人2億円 ②0.70% (当初5年間0%)	③15年(7年) ④実質無担保・ ※農業信用基金協会の債務保証料を当初5年間免除	各総合農協、東邦・福島・大東・第四北越(会津支店)・常陽の各銀行、福島・二本松・郡山・須賀川・白河・会津・ひまわりの各信用金庫、酪農協、農林中央金庫)
	(特例措置内容) ・利子助成による融資当初5年間の実質無利子 ・実質無担保化・無保証人化 ・農業信用基金協会による債務保証の当初5年間保証料免除			

※ 貸付利率は、令和5年6月19日現在（利率は貸付時期により変動します）

(問い合わせ先)

県庁 農業経済課

024-521-7349

各農林事務所農業振興普及部（農業普及所）（Ⅱ－①記載の連絡先を参照）

Ⅱ－② 農家経営安定資金による支援

《概要》

原油価格・物価高騰により農業経営に影響を受けている農業者等の農業経営の維持安定を図るため、農家経営安定資金を融通いたします。

《貸付対象者》

原油価格や飼料価格、農業資材価格の高騰により農業経営に影響を受けている農業者等

《資金使途》

農業経営に必要な燃油、飼料及び農業資材を購入するために必要とする資金
(農業資材とは、ハウスフィルムやマルチ等の被覆資材及び肥料を指します。)

《貸付限度額》

500万円以内(貸付限度額まで複数回利用可能)

《償還期限》

5年以内(据置1年以内)

《貸付利率》

1.0%以内

《取扱融資機関》

県内各農協(ふくしま未来、福島さくら、会津よつば、夢みなみ、東西しらかわ)、県酪農協、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、福島・二本松・郡山・須賀川・会津の各信用金庫

詳しくは、以下のHPをご確認下さい。

【県農業経済課HP(農家経営安定資金(原油価格・物価高騰対策資金)の融通について)】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021e/kinyuu13.html>

(問い合わせ先)

県庁 農業経済課

024-521-7349

各農林事務所農業振興普及部(農業普及所)(I-①記載の連絡先を参照)

II-③ 飼料価格高騰に対する支援

i 配合飼料価格安定制度

受付終了

配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立てによる「通常補填」と、異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填(国と配合飼料メーカーが積立て)」の二段階の仕組みにより生産者に対して、補填金を交付します。

なお、配合飼料が高止まりする中、飼料コストの急増を段階的に抑制する「新たな特例」を設けて、生産者に補填金を交付します。

【農林水産省HP(配合飼料価格安定制度について)】

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryo/haigou/

ii 畜産配合飼料価格高騰対策事業

《概要》

海外穀物価格の高騰等による配合飼料価格の高止まりの影響で、配合飼料価格安定制度に基づく補填を受けても生産者の配合飼料購入費の実質負担が高止まりしていることから、その一部を支援します。

《助成対象者》

配合飼料価格安定制度に加入している方

《補助対象》

令和5年度

《支援内容》

定額：3,000円以内/トン

iii 酪農輸入粗飼料価格高騰対策事業

《概要》

為替の円安傾向等の影響で輸入粗飼料価格が高止まりしており、本県の酪農経営が圧迫されていることから、緊急的に輸入粗飼料の購入費用の一部を補助します。

《助成対象者》

本県酪農家
《補助対象》
令和5年4月1日から令和6年3月10日までに購入した年度内に利用する輸入粗飼料
《補助額》
5,000円以内/トン

IV 福島県酪農経営負担軽減対策事業

《概要》

為替の円安傾向等の影響で輸入粗飼料価格が高止まりしており、本県の酪農経営が圧迫されていることから、生産コスト低減が期待できる泌乳持続性の高い経営への転換を図るため、取組初期の一時的な生乳売上減少分に対して補助します。

《助成対象者》

本県酪農家

《補助対象》

泌乳持続性アップに資する以下の8つの取組メニューから3つを行う酪農家。なお、3つのうち、1つ以上は新たに取り組むこと。

①飼料用トウモロコシ利用、②牧草の作付面積拡大、③良質堆肥の有効活用、④飼料成分分析に基づく飼料設計の改善、⑤牛群検定を活用した生産性の向上、⑥多回給餌、⑦乳酸菌、アミノ酸等の飼料添加物の利用、⑧飼養環境の向上

《補助額》

経産牛1頭当たり20千円

(問い合わせ先)

県庁 畜産課 024-521-7366

各農林事務所農業振興普及部(農業普及所) (I-①記載の連絡先を参照)

II-④ 燃料価格高騰に伴う施設園芸等に対する支援

受付終了

i 施設園芸等燃料価格高騰対策

燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を目的に、燃料使用量の15%以上削減する省エネルギー等対策推進計画を策定した農業者団体等に対して、燃料価格が一定基準を上回った場合に農業者と国の拠出による資金から補填金を交付します。

【農林水産省HP(施設園芸等燃料価格高騰対策関係)】

https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/nenyu/nenyu_taisaku1.html

(問い合わせ先)

福島県担い手育成総合支援協議会施設園芸セーフティネット構築事業事務局(県庁園芸課内) 024-521-7355

II-⑤ 肥料価格高騰対策事業

受付終了

《概要》

肥料価格高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の使用量の2割軽減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援します。

《補助対象者(取組実施者)》

販売実績のある参加農業者5人以上を含む農業者グループ(農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人など)

※ただし、定款、組織規程及び経理規程等の組織運営に関する規程が定められていること

《対象となる肥料》

令和4年6月以降令和5年5月に購入した肥料（令和4年の秋肥と令和5年の春肥として使用する肥料）※ただし、対象となる肥料は、「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づく肥料であること

《支援内容》

化学肥料の使用量を2割低減する取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付。

支援金＝〔当年の肥料費－〔当年の肥料費÷価格上昇率(※)÷使用量低減率(0.9)〕〕×0.7

※価格上昇率：国が統計データを基に決定（〔秋肥〕1.4、〔春肥〕1.4）

（問い合わせ先）

福島県担い手育成総合支援協議会（県庁環境保全農業課内）024-521-7453
各農林事務所農業振興普及部（農業普及所）（I-①記載の連絡先を参照）

II-⑥ 肥料コスト低減緊急対策事業

《概要》

化学肥料価格の高止まりが続く中、肥料価格の影響を受けにくい農業経営への転換を促進するため、化学肥料使用量低減に寄与する機械導入を支援します。

《補助対象者》

農業者で組織する団体等

《支援内容》

化学肥料使用量低減に寄与する機械等の導入に対する支援

《補助率》

1/2以内

（問い合わせ先）

県庁 環境保全農業課 024-521-7453
各農林事務所農業振興普及部（農業普及所）（I-①記載の連絡先を参照）

II-⑦ 福島県肥料価格高騰対策支援事業

受付終了

《概要》

本県農業者の生産意欲の維持と持続的な農業経営に向けて、国が創設した肥料価格高騰対策事業（II-⑤）に対して上乗せ支援を行い、農業経営の基盤強化を図ります。

《補助対象者(取組実施者)》

肥料価格高騰対策事業の対象となる農業者グループ

《対象となる肥料》

肥料価格高騰対策事業で対象となる肥料

《支援内容》

肥料価格高騰対策事業で定められた化学肥料を2割低減する取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、その15%を支援金として交付。

支援金＝〔当年の肥料費－〔当年の肥料費〕÷価格上昇率(※)÷使用量低減率(0.9)〕×0.15

※価格上昇率は、肥料価格高騰対策事業と同じ割合

（問い合わせ先）

福島県担い手育成総合支援協議会（県庁環境保全農業課内）024-521-7453

II-⑧ 収入保険加入促進事業

受付終了

《概要》

原油価格・物価高騰等の影響を受けている農業者が、あらゆるリスクに対応できる持続可能な経営体への転換を支援するため、収入保険の保険料の一部を助成します。

《補助対象者》

令和5年または令和6年から収入保険に初めて加入される方（個人、法人）で、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和4年の農業収入が過去の農業収入と比較して10%以上減少した方。

個人：令和5年4月1日から令和5年12月31日までに加入申請した者

法人等：令和5年度を事業期間とする者で、令和5年12月31日までに加入申請した者

《支援内容》

加入者が負担する保険料の一部を補助（補助率：1/3）

《実施団体》

福島県農業共済組合

（問い合わせ先）

県庁 農業経済課 024-521-7349

福島県農業共済組合 024-521-2730（申請先）

II-⑨ 福島県家畜共済掛金補助事業

1月末受付終了

《概要》

原油価格・物価高騰が継続する中、令和5年4月に家畜共済の掛金率が改定され、掛金が大きく増額となったことから、激変緩和のため、畜産農家が負担する家畜共済掛金の上昇額の一部について補助します。

《補助対象者》

令和5年を共済期間とする家畜共済のうち、乳用牛又は肉用牛を対象とする疾病傷害共済の加入者

《支援内容》

加入者が負担する保険料の一部を補助いたします。

《実施団体》

福島県農業共済組合

（問い合わせ先）

県庁 農業経済課 024-521-7349

福島県農業共済組合 024-521-2713（申請先）

II-⑩ 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業

1月12日受付終了

《概要》

地域農業の担い手をはじめとする多くの農業者が利用し、地域農業の核となる穀類乾燥調製施設等の取組について、電力・燃油価格高騰による係り増し経費の一部を助成することにより、地域の農業構造の維持・発展を支援します。

《補助対象者》

カントリーエレベーター・ライスセンターの運営者、大規模な乾燥調製を行っている組織・経営体（令和5年産の処理において電力・燃油価格高騰を加味した作業料金の値上げを行っていないこと）

《対象作物》

水稻、畑作物（小麦、大麦、大豆、そば）

《支援内容》

地域農業の拠点となる穀類乾燥調製施設等について、電力・燃油の掛かり増し経費の一部を補助。

①穀類乾燥調製貯蔵施設

乾燥調製作業を行った玄米 1俵当たり75円以内

乾燥調製作業を行った畑作物 1俵当たり115円以内

②穀類乾燥調製施設

乾燥調製作業を行った玄米 1俵当たり18円以内

乾燥調製作業を行った畑作物 1俵当たり66円以内

（問い合わせ先）

県庁 水田畑作課 024-521-7360

各農林事務所農業振興普及部（農業普及所）（I-①記載の連絡先を参照）

II-⑪ 鉢花等栽培資材価格高騰対策事業

受付終了

《概要》

鉢物類や花壇用苗物類（以下、「鉢花等」という。）の生産において必要な培養土は原材料の多くを海外からの輸入に依存しており、また、プラスチック製の鉢やポリポットは石油を原料としており価格高騰の影響が大きいいため、これらの品目の生産者に対し培養土やプラスチック製品等といった諸材料の経費について支援します。

《補助対象者》

鉢花等生産者

《支援内容》

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに出荷する鉢花等の生産に必要な諸材料について高騰した経費を補助するとともに、事業の推進及び事務に要する経費を補助。

鉢物類 70円/m²

花壇用苗物類 35円/m²

事務費 定額（ただし、1事業実施主体当たり500千円を上限とする。）

《実施団体》

農業協同組合、農業者等が組織する団体

（問い合わせ先）

県庁 園芸課 024-521-7357

II-⑫ 農業水利施設電気料金高騰緊急支援事業

受付終了

《概要》

農業水利施設の運転に係る電気料金が高騰していることから、農業水利施設を所有または管理する土地改良区に対して電気料金高騰分を補助します。

《補助対象者》

取水堰（頭首工）、揚水ポンプ、排水ポンプなどの農業水利施設を所有または管理する土地改良区

《支援内容》

かんがい期間（4月から10月）の電気料金高騰前過去5年平均（平成29年から令和3年）の電気料金に対して、令和5年の超過した電気料金を補助。（超過分の100%補助）

《実施団体》

福島県土地改良事業団体連合会

(問い合わせ先)
 県庁 農地管理課 024-521-7443
 福島県土地改良事業団体連合会 024-521-0315 (申請先)

Ⅲ-① 制度資金 (林業分野)

《概要》

- 原油価格・物価高騰などにより影響を受けた農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の追加、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資を行います。
- 日本政策金融公庫では相談窓口を設置しております。詳しくは以下のHPを御覧ください。

【株式会社日本政策金融公庫HP】

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2021cost.html>

資金名	対象となる農業者	①貸付限度額 ②貸付利率	③償還期間(据置) ④債務保証料等	融資機関
農林漁業セーフティネット資金	原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった主業林業者等	①(一般)別枠で600万円 (特認)別枠で年間経営費等の12分の6以内 ※簿記記帳を行っている方で、特に必要と認められる場合に適用 ②0.30~0.65% (当初10年間0%)※	③15年(3年) ④実質無担保・無保証人での融資可能	(株)日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (電話: 0120-154-505) 福島支店(農林水産事業) (電話: 024-521-3328)
(特例措置内容)				
<ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額の追加(通常は一般の場合で600万円、特認の場合で12分の6以内) ・利子助成による融資当初10年間の実質無利子 ・実質無担保化・無保証人化 				

※ 貸付利率は、令和5年6月19日現在(利率は貸付時期により変動します)

(問い合わせ先)
 県庁 森林計画課 024-521-7426
 各農林事務所森林林業部(林業指導所) (I-①記載の連絡先を参照)

Ⅲ-② 林業・木材産業を支援する対策

i 国産材転換支援緊急対策事業

受付終了

《概要》

我が国への輸入木材の供給不足等に起因し、国内において木材需給のひっ迫(いわゆるウッドショック)が続いている状況に加え、今般のウクライナ情勢の影響により、ロシアからの単板等の輸入が禁止されるなど、更なる国内への木材輸入量の減少が生じつつある事態となっています。このことから、ロシア材から国産材への転換等を図ることで、更なる国内の木材需給等への影響が生じないように対応していくため、国産材製品の増産に伴う原木・製品の運搬や一時保管、国産材製品への転換を図る設計・施工方法の導入や普及を臨時的に支援します。

詳しくは以下のHPをご確認ください

【(一社)全国木材組合連合会HP(国産材転換支援緊急対策事業)】

<https://moku-tenkan.jp/>

(問い合わせ先)
 (一社)全国木材組合連合会 03-6550-8540

ii 木材加工施設燃油高騰対策緊急支援事業

《概要》

A重油などの燃油を熱源として人工乾燥材を生産する事業者(※)を対象に、人工乾燥に係る経費の一部を支援します。

(※)年間の人工乾燥材生産量10立方メートル以上の生産者

《補助対象者》

燃油を熱源とする人工乾燥機で乾燥材を生産する事業者（木材関係団体とりまとめ）

《支援内容》

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月8日を対象期間とします）の人工乾燥材生産量1立方メートルあたり、

- ・A重油の場合：240円/立方メートル
- ・灯油の場合：340円/立方メートル

(問い合わせ先)

県庁 林業振興課 024-521-7432

IV-① 制度資金（水産分野）

《概要》

- 原油価格・物価高騰などにより影響を受けた農林漁業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の追加、実質無利子化、実質無担保等での貸付けを行うなど、必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資を行います。
- 日本政策金融公庫では相談窓口を設置しております。詳しくは以下のHPを御覧下さい。

【株式会社日本政策金融公庫HP】

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/2021cost.html>

資金名	対象となる農業者	①貸付限度額 ②貸付利率	③償還期間(据置) ④債務保証料等	融資機関
農林漁業セーフティネット資金	原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった主業漁業者等	①(一般)別枠で600万円 (特認)別枠で年間経営費等の12分の6以内 ※簿記記帳を行っている方で、特に必要と認められる場合に適用 ②0.30~0.65% (当初10年間0%)※	③15年(3年) ④実質無担保・無保証人での融資可能	(株)日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (電話：0120-154-505) 福島支店(農林水産事業) (電話：024-521-3328)
	(特例措置内容)	・貸付限度額の追加(通常は一般の場合で600万円、特認の場合で12分の6以内) ・利子助成による融資当初5年間の実質無利子 ・実質無担保化・無保証人化		

※ 貸付利率は、令和5年6月19日現在（利率は貸付時期により変動します）

(問い合わせ先)

県庁 水産課 024-521-7379 又は 水産事務所 0246-24-6174

IV-② 水産業を支援する対策

i 漁業経営セーフティネット構築事業

《概要》

燃油価格や配合飼料価格の上昇に備えて、漁業者・養殖業者と国が資金を積み立てます。

燃油については原油価格、配合飼料については配合飼料価格が、一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者や養殖業者に対し、補填金が支払われます。

補填金は、漁業者・養殖業者と国が1対1の割合で負担します（燃油については、国の負担割合を段階的に高めて補填するほか、各加入者の判断に応じて、加入者の積立金から不可補填金が支払われます）。

詳しくは以下のHPを御確認下さい。

【水産庁HP（漁業経営セーフティネット構築事業）】

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/net/>

ii 漁船燃油価格高騰対策緊急支援事業

《概要》

漁船の燃料消費量削減に効果のある取組（船底付着物除去、船底防汚塗装）を支援し、漁業経営安定化を図ります。

《補助対象者》

福島県漁業協同組合連合会、本県の漁業協同組合等

《支援内容》

漁船の燃料消費量削減に効果のある取組（船底付着物除去、船底防汚塗装）に要する経費の一部を補助（補助率：2/3以内）

（問い合わせ先）

県庁 水産課 024-521-7379 又は 水産事務所 0246-24-6174

iii 養殖飼料価格高騰対策事業

《概要》

価格高騰の影響を受けている配合飼料の購入費用の一部を支援することで、内水面養殖業の経営安定を図ります。

《補助対象者》

漁業経営セーフティネット構築事業に加入する本県の内水面養殖業者

《支援内容》

定額を補助（漁業経営セーフティネット構築事業の補てん単価の自己負担分の1/2相当額）

（問い合わせ先）

県庁 水産課 024-521-7376